

経済学プログラム修士論文等作成に関する手続きについて

(令和 2 年 6 月 18 日 経済学プログラム会議承認)

(令和 6 年 2 月 29 日 一部改正)

(令和 6 年 3 月 19 日 一部改正)

I. 標準修業年限（2 年）における修了認定

(研究題目等の提出)

第 1 学生は、主指導教員の承認を得て、4 月 30 日までに、研究題目等を研究科長（人文社会科学系支援室（経済学プログラム担当）または東千田地区支援室）に提出する。但し、期限日が休日のときは、その翌日とする。

(中間発表会)

第 2 中間発表会について、2 年次の 10 月 31 日までに公開により行う。

2 中間発表会実施後、2 年次の 11 月 20 日までに研究概要を指導教員に提出し、了承を得るものとする。

3 期日までに中間発表会を終えていない学生については、別途指示する。

(修士論文等題目)

第 3 修士論文等を提出する予定の学生は、指導教員の承認を得た後、修了予定年度の 11 月 30 日までに修士論文等題目を研究科長（人文社会科学系支援室（経済学プログラム担当）または東千田地区支援室）に提出する。但し、期限日が休日のときは、その翌日とする。

2 修士論文等を提出できる学生は、中間発表会を終えた学生とする。

3 第 1 項の提出の際、博士課程前期入学試験の選抜区分が推薦入学であった者は、一般選抜で入学した者と同等の英語検定試験(留学生の場合は日本語検定試験も含む)の成績証明書及び志望指導教員毎に提出を要する書類(検定試験の成績証明書等)を併せて提出するものとする。

※志望指導教員毎に提出を要する書類とは、一般選抜募集要項にて提出を求めている書類を指す。

(修士論文等提出)

第 4 修士論文等提出期限は、修了予定年度の 1 月 31 日午後 5 時とする。

ただし、ファイナンス分野およびアナリスト分野にあつては、修了予定年度の 1 月 31 日午後 9 時とする。

2 論文提出部数は、3 部（正本 1 部、副本 2 部）とする。

3 論文の様式、作成要項に関しては別途指示を与える。

4 論文は、指導教員の承認を得て研究科長（人文社会科学系支援室（経済学プログラム

担当)または東千田地区支援室)に提出するものとする。

5 研究科長は、受理した論文を審査委員会に付託するものとする。

(修士論文等の発表)

第5 修士論文等審査において、修士論文等発表会を公開で実施するものとする。

2 実施時期等については、別途定めるものとする。

(修士論文等審査)

第6 審査委員会は、論文の審査に当たり、論文に評価(概評)を付し、合格、不合格を決定する。

(最終試験)

第7 最終試験は、審査委員会が論文を中心として筆記又は口頭により行い、合格、不合格を決定する。

2 修士論文等の審査および最終試験は、原則として2月末日までに終了するものとする。

(その他)

この要項に規定した提出期限は、当該期日の午後5時とする。当該期日が土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たるときは、これらの日の翌日とする。

ただし、ファイナンス分野およびアナリスト分野にあつては、当該期日の午後9時とし、当該期日が土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たるときは、これらの日の翌日とする。

II. 標準修業年限以外の時期における修了認定

(修了認定時期および各種日程)

第1 標準修業年限以外の時期の修了認定は、各年度の9月期と3月期に行う。

2 9月期を目途として論文審査を行う場合の日程は、次のとおりである。

- ① 研究題目の提出 10月31日まで
- ② 中間発表会 2年次の4月30日まで
- ③ 研究概要の提出 2年次の5月20日まで
- ④ 修士論文等題目届 修了予定年度の5月31日まで
- ⑤ 修士論文等の提出 同 7月31日まで
- ⑥ 修士論文等の発表 別途定める
- ⑦ 修士論文等の審査および最終試験 同 8月31日まで

3 3月期を目途として論文審査を行う場合の日程は、前項Iの日程に準ずるものとする。

4 その他の事項については、前項Iによる認定の場合と同様とする。

附 則（令和 6 年 2 月 29 日 一部改正）

この申合せは，令和 6 年 4 月入学生から適用する。

附 則（令和 6 年 3 月 19 日 一部改正）

この申合せは，令和 6 年 4 月入学生から適用する。